

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2018年10月

日中間で AEO 制度の相互承認に関する取決めに締結

10月26日、中国税関総署倪岳峰署長と日本税関局中江元哉局長とは、日中首脳の立会のもと、「中華人民共和国税関と日本国税関との間で中国税関企業信用管理制度及び日本税関の AEO（認定事業者）の相互承認に関する取決めに正式に締結した。これで、中国税関は日本及びシンガポール、韓国、香港、EU、スイス、ニュージーランド、イスラエル、オーストラリア等の 36 개국・地域との AEO 相互承認の取決めに締結した。

上述の日中間取決めに従い、中国税関と日本税関がお互いに相手国の AEO 事業者以下 4 つの優遇措置を与える。

- (1) 貨物のリスク評価を実施する時、検査・審査・監督管理の簡素化を図るため、AEO 事業者資格を十分に反映させる
- (2) 検査を必要とする貨物に対して最大限に迅速な対応をする
- (3) AEO 事業者向けの通関トラブルを処理するため、税関の連絡専任者を設置する
- (4) 中断された国際貿易が回復した場合、主要なインフラ施設は相手国の AEO 事業者の輸入貨物の通関の迅速化を最大限に優先する

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

外国貿易機・外国貿易船の監督管理事項の調整に関する公告

(税関総署公告 2018 年第 127 号)

中国税関総署は、国务院機構改革の要求に応じて、外国貿易機・外国貿易船に関する電子申告の規範化を推進し、さらに外国貿易機・外国貿易船の監督管理を強化させるため、外国貿易機・外国貿易船の監督管理事項の調整に関する公告を公布した。同公告は 2018 年 11 月 15 日から施行される。

同公告に従い、企業は厳格に「中華人民共和国税関外国貿易機・貿易船監督管理弁法」、「国際船舶出入国検査検疫管理弁法」及び同公告に記載されている外国貿易機・外国貿易船に関する電子申告期限、

申告データの項目及び作成方法に従い、外国貿易機・外国貿易船に関する電子データを税関に申告しなければならない。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「税関集約密閉型コンテナ検査場設置規範（試行）」の公布に関する公告 (税関総署公告 2018 年第 130 号)

税関総署は、「中華人民共和国税関監督管理区域管理暫定弁法」(税関総署令第 232 号)の関連規定に基づき、「税関集約密閉型コンテナ検査場設置規範（試行）」(詳細は添付文書をご参照ください)を制定し、公布した。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「認定事業者（AEO）」コードの記入基準の明確化に関する公告 (税関総署公告 2018 年第 131 号)

税関総署は、「認定事業者（AEO）」コードの記入フォーマットを規範化し、記入ミスを減らし、AEO 事業者に中国税関と他国（地域）税関の AEO 制度相互承認による通関の優遇措置を十分に享受させるために、下記のように AEO 事業コードの記入に関連する事項を公告した。

貨物の外国の荷受人・荷送人が中国税関の AEO 制度相互承認の相手国（地域）税関の AEO 事業者である場合、中国の企業は水運・空運積荷目録の「原始積荷目録記入項目」又は「事前照合積荷目録記入項目」の「荷受人 AEO 事業者コード」欄、「荷送人 AEO 事業者コード」欄及び「中華人民共和国税関輸（出）入貨物通関申告書」における「中国国外荷受人・荷送人」欄に外国の荷受人・荷送人の AEO 事業者コードを記入する必要がある。AEO 事業者コードの記載様式は「国別（地域）コード+輸出入者登録コード」とされている。同公告は 2018 年 11 月 1 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

中華人民共和国通関書類専用印の電子印鑑の使用開始に関する公告 (税関総署公告 2018 年第 132 号)

税関総署は、国際貿易の「単一窓口」、「インターネット+税関」プラットフォームの構築・運用を促進し、通関手続きをペーパーレス化し、全ての手続きがインターネット上で完結し、輸出入業者（納税者）の利便性を図るため、2018 年 10 月 22 日から、税金納付書の印刷に関する改革のパイロットを実施する対象税関で「中華人民共和国税関書類専用印」電子印鑑の使用を開始する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

一部輸入鉱物の監督管理モデルの調整に関する公告 (税関総署公告 2018 年第 134 号)

税関総署は、経営環境のさらなる改善、通関の迅速化を図るため、輸入鉄鉱石の監督管理モデル改革パイロットの実施状況に照らし、リスク評価を行った上で、一部の鉱物（輸入鉄鉱石、マンガン鉱、クロム鉱、鉛鉱物

及び鉛精鉱、亜鉛鉱及び亜鉛精鉱) に対する監督管理モデルを「先に通関、後で検査」の方式に改めることを決定した。同公告は公布日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

外国貿易機・外国貿易船及び税関監督管理対象貨物の国内運送に使用する船舶・航空機に関する電子申告書の書式 V1.3 の公布に関する公告 (税関総署公告 2018 年第 135 号)

税関総署は、外国貿易機・外国貿易船及び税関監督管理対象貨物の国内運送に使用する船舶・航空機に関する電子申告書書式基準を更に改善するためには、税関総署 2018 年第 127 号公告に基づき、外国貿易機・外国貿易船及び税関監督管理対象貨物の国内運送に使用する船舶・航空機に関する電子申告書の書式 V1.3 バージョンを制定し、主に外国貿易機・外国貿易船申告書の項目を部分的に調整した。同公告は 2018 年 11 月 15 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

税関品目分類事前教示の後続関連事項に関する公告 (税関総署公告 2018 年第 138 号)

税関総署は、企業権利の保護及び税関の品目分類作業を効率的に統括するため、税関品目分類事前教示の後続事項を下記のとおり公布した。

- (1) 各直属税関が従前制定発行した「中華人民共和国税関品目分類事前教示回答書」(以下「事前分類教示回答書」) は 2019 年 1 月 1 日から廃止される。
- (2) 同公告の公布日から 2018 年 12 月 31 日までの期間を移行期間とする。企業が元「事前分類教示回答書」の制定発行を担当する直属税関の管轄区域で「事前分類教示回答書」に記載される商品を輸入又は輸出、かつに規定通りの申告を行った場合、税関は引き続き「事前分類教示回答書」の品目分類判定に従って審査、通関許可を行う。
- (3) 企業が税関に品目分類の事前裁定を申請する場合、「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」(税関総署令第 236 号) 及び「『中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法』の関連事項の実施に関する税関総署の公告」(税関総署公告〔2018〕14 号) に従って処理する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「中華人民共和国入国物品分類表」及び「中華人民共和国入国物品の課税価格表」に関する公告 (税関総署公告 2018 年第 140 号)

税関総署は、「輸入物品の関税調整に関する国务院関税税則委員会の通知」(税委会〔2018〕49 号) に従い、品目分類ルール及び課税価格の決定方針を従前に維持し、2016 年第 25 号公告の「中華人民共和国入国物品分類表」及び「中華人民共和国入国物品の課税価格表」の調整を公布し (詳細は添付文書 1、2 をご参照下さい) 、2018 年 11 月 1 日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

商務部、税関総署が貨物自動輸入許可証の発行申請及び通関作業ペーパーレス化の関連事項を公布 (商務部聯合公告 2018 年第 82 号)

商務部、税関総署は、「行政の簡素化と権限の委譲、委譲と管理の併用、サービスの最適化」改革の実施を一層深化し、貿易の円滑化を促進し、貿易の安定成長を促すため、「中華人民共和国対外貿易法」、「中華人民共和国行政許可法」、「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」、「機器・メカトロニクス製品輸入管理弁法」、「貨物自動輸入許可管理弁法」などの法律、行政法規及び政策規則の規定に基づき、2018年10月15日から、全国規模で自動輸入許可管理の貨物及び輸入許可証管理の貨物（オゾン層破壊物質を除く）に対して輸入許可証の発行申請及び通関作業のペーパーレス化を施行する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

米国及び日本原産の輸入ヨウ化水素酸のアンチダンピング調査の最終裁定に関する公告 (商務部公告 2018 年第 80 号)

中国調査当局は、「中華人民共和国アンチダンピング条例」第 25 条に従い、米国及び日本原産の輸入ヨウ化水素酸にダンピング行為が存在し、中国国内のヨウ化水素酸産業に実質的損害を与えており、ダンピング行為と実質的損害は因果関係があると最終的に裁定した。このため、国務院関税税則委員会は、商務部の助言に基づき、2018年10月16日から米国及び日本原産の輸入ヨウ化水素酸に対してアンチダンピング関税を賦課するとしている。課税期間は5年間である。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

米国、サウジアラビア、マレーシア及びタイ原産の輸入エタノールアミンのアンチダンピング調査の最終裁定に関する公告 (商務部公告 2018 年第 81 号)

中国調査当局は、「中華人民共和国アンチダンピング条例」第 25 条に従い、米国、サウジアラビア、マレーシア及びタイ原産の輸入エタノールアミンにダンピング行為が存在し、中国国内のエタノールアミン産業に実質的損害を与え、ダンピング行為と実質的損害は因果関係があると最終的に裁定した。このため、国務院関税税則委員会は、商務部の助言に基づき、2018年10月30日から米国、サウジアラビア、マレーシア及びタイ原産の輸入エタノールアミンに対してアンチダンピング関税を賦課するとしている。課税期間は5年間である。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。



各地域の税関政策の最新動向

第 1 回中国国際輸入博覧会に展示販売用消費財に対する監督管理実施の簡素化に関する公告 (上海税関公告 2018 年第 8 号)

第 1 回中国国際輸入博覧会向けの入国審査業務に関する公告 (上海税関公告 2018 年第 9 号)

「第 1 回中国国際輸入博覧会の食品・化粧品出展に関する注意事項」及び「第 1 回中国国際輸入博覧会に出展する食品・化粧品の検査検疫ガイドス」の公布に関する公告 (上海税関公告 2018 年第 10 号)

上海税関は、第 1 回中国国際輸入博覧会の円滑な開催及び展示品の円滑な入国を確保し、貿易管理の簡素化を促進させるため、関連法令に従って上海税関の実情と輸入博覧会貿易の特徴を考慮し、下記一連の指導事項及び簡素化措置を公布した。

(1) 輸入博覧会の展示・販売用消費財のために実施する「製品の事前検査+適合宣言書+通関の迅速化」を仕組みとする合格評価モデル。

(2) 申告者が輸入博覧会の強制認証製品（CCC 製品）を申告する際に、備考、状況説明書などにより CCC 製品の具体的な用途を説明し、条件を満たす場合、入国審査の免除が可能である。

(3) 「第 1 回中国国際輸入博覧会の食品・化粧品出展に関する注意事項」及び「第 1 回中国国際輸入博覧会に出展する食品・化粧品の検査検疫ガイダンス」の作成。

詳細は[リンク 1](#)、[リンク 2](#)、[リンク 3](#)をご参照ください。

通関作業ペーパーレス化における付随資料の簡素化関連事項に関する公告 (深圳税関公告 2018 年第 12 号)

深圳税関は、対外貿易の安定成長の後押しおよび税関管轄区域の通関作業ペーパーレス化改革を推進するため、税関総署の関連規定に基づき、深圳税関管轄の税関特殊監督管理区域と国外間の入出国に関する届出（備案）リストに付随する契約書、インボイス、B/L、パッキングリストなどの証明書類を申告時に税関へ提出することを不要とし、税関に審査される時に提出要求に従い税関に提出すればよいこととした。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

「数次に搬出入する貨物を一括に申告」業務の展開に関する公告 (深圳税関公告 2018 年第 15 号)

深圳税関は、税関管轄区域の保税物流貨物の通関簡素化を促進するため、税関特殊監督管理区域及び保税物流センター区域（B 型）（以下「区域・センター」）における「数次に搬出入する貨物の一括申告」を規範化する事項を公布した。区域・センター内の企業と税関特殊監督管理地域外の国内企業との間で数次に貨物を搬出入する場合、税関特殊監督管理区域管理システム、保税物流管理システムの出入庫伝票及び検査ゲートの通過確認書をもって貨物の区域・センターの搬出入（以下、区域搬出入）手続を処理し、また一定の期限内に輸出入貨物通関申告書をもって税関で通関手続きの一括申告を行うことができる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

Contact us お問い合わせ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山（関税ナショナルリーダー）
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Lisa Li 李輝（日本語可）
Director ディレクター
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔（日本語可）
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Southern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 (日本語可)

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)